資　料 3-2

排　出　事　業　者　責　任　の　追　及　に　係　る　手　順

H14．８．30　関係都県市部長会議

↓

H14．９．27　関係都県市担当者説明会

↓

H14．10．28　排出事業者に対する報告徴収
～11．14　（約２，６００業者）
・説明会開催
・報告徴収文書手交又は郵送

↓

H14．12～　報告内容の集計・審査

H14．12．13～26　・新規関係県市への協力依頼
・大幅増関係都県市への説明

↓

H15．１下旬～　・新規関係県市所在の排出事業者（約９００業者）に対する説明会開催・報告徴収
・大幅増関係都県市所在の排出事業者（約７，２００業者）に対する報告徴収（必要に応じ、説明会開催）

↓

H15．３～　・報告内容の集計・審査

↓

法第19条の５の規定による措置命令に係る審査

（法第19条の５の規定による措置命令の対象）

聴聞・弁明の機会の付与

↓

法第19条の５の規定による措置命令

（法第19条の５の規定による措置命令の対象外）

法第19条の６の規定による措置命令に係る審査

（法第19条の６の規定による措置命令の対象）

聴聞・弁明の機会の付与

↓

法第19条の６の規定による措置命令

↓

措置命令を履行しない事業者に対しては、告発、代執行後に求償